令和５年第１２回教育委員会定例会議事日程

１　日　時

令和５年１１月２２日（水）　午前９時３０分から

２　場　所

島本町役場　３階　委員会室

３　議　事

第１　　会議録確認委員の決定

第２　　第２６号報告　令和５年度教育費補正予算（案）の臨時代理について

第３　　第３３号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第４　　第３４号議案　島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について

第５　　第３５号議案　令和５年度教育費補正予算（案）について

第２６号報告

令和５年度教育費補正予算（案）の臨時代理について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第３条第１項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和　５　年１１月２２日提出

島本町教育委員会

教育長　　中　村　り　か

令和５年度　教育費補正予算総括表

第２６号報告資料

歳出

【単位：千円】

款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳				
						特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
教育費	教育総務費	事務局費	6,592	200	6,792	0	0	0	0	200
		教育センター費	6,644	114	6,758	0	0	0	0	114
	幼稚園費	幼稚園費	597	37	634	0	0	0	0	37
	社会教育費	歴史文化資料館管理費	516	29	545	0	0	0	0	29
		図書館費	21,953	592	22,545	0	0	0	0	592
合計			36,302	972	37,274	0	0	0	0	972

※補正要求額には、職員の人件費（給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費）は含まない。
※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

歳出内訳説明書

【単位：千円】

目	要求額	事業名	節（細節）	要求内訳	説明
事務局費	200	一般事務事業	報酬 （会計年度任用職員報酬）	150	事務職 （報酬単価の改正による増額）
			職員手当等 （諸手当）	50	会計年度任用職員期末手当 （報酬単価の改正による増額）
教育センター費	88	教育センター管理運営事業	報酬 （会計年度任用職員報酬）	60	教育センター所長19、支援講師41 （報酬単価の改正による増額）
			職員手当等 （諸手当）	28	会計年度任用職員期末手当 （報酬単価の改正による増額）
	26	学校支援事業	報酬 （会計年度任用職員報酬）	26	事務職 （報酬単価の改正による増額）
幼稚園費	37	幼稚園管理運営事業	職員手当等 （諸手当）	37	会計年度任用職員期末手当 （報酬単価の改正による増額）
歴史文化資料館管理費	29	歴史文化資料館管理事業	職員手当等 （諸手当）	29	会計年度任用職員期末手当 （報酬単価の改正による増額）
図書館費	592	図書館管理運営事業	報酬 （会計年度任用職員報酬）	467	司書事務補助432、事務職35 （報酬単価の改正による増額）
			職員手当等 （諸手当）	125	会計年度任用職員期末手当 （報酬単価の改正による増額）
計	972			972	

第３３号議案

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　５　年１１月２２日提出

島本町教育委員会

教育長　　中　村　り　か

島本町条例第　　号

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改める。

第３７条第３項中「第７条第２項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第３３号議案資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）における認定こども園の認定又は認可を受けるための都道府県への協議について定める規定の整理に伴い、引用条項の改正を行うもの（第１６条関係）。

⑵　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）における特別利用教育の規定に関する読替規定の整理に伴い、所要の改正を行うもの（第３７条関係）。

３　新旧対照表

４　施行期日

公布の日

第３３号議案　参考資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（特定教育・保育の取扱方針） 第１６条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ⑴　略 ⑵　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１０項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第４号に掲げる事項 ⑶・⑷　略 ２　略	（特定教育・保育の取扱方針） 第１６条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ⑴　略 ⑵　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１１項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第４号に掲げる事項 ⑶・⑷　略 ２　略
（特別利用教育の基準） 第３７条　略 ２　略 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第１９条第１号」とあるのは「第１９条第２号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第１号又は第２号」と、「の同号」とあるのは「の同条第１号」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる」とあるのは「第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	（特別利用教育の基準） 第３７条　略 ２　略 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「第１９条第１号」とあるのは「第１９条第２号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第１号又は第２号」と、「の同号」とあるのは「の同条第１号」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる」とあるのは「第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第３４号議案

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１２号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　５　年１１月２２日提出

島本町教育委員会

教育長　　中　村　り　か

島本町教育委員会規則第　　号

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則

島本町立学童保育室設置条例施行規則（平成１６年島本町教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表」を「別表第１」に改める。

第７条第１項中「別表第１」を「第６条第１項」に改め、同条第３項中「別表第２」を「第６条第２項」に改める。

第８条中「次の各号」を「前項に規定するもののほか、次の各号」に改め、同条を同条第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

条例第７条の規定により保育料（おやつ代を除く。以下この項及び別表第２において同じ。）を減免する場合は、児童の属する世帯の市町村民税額が一定額に満たない場合及び同一世帯から複数の児童が学童保育室に入室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、同表のとおりとする。

第８条に次の１項を加える。

３　前項の場合における保育料の減免額の基準は、別表第３のとおりとする。

第９条に次のただし書を加える。

ただし、別表第３の４の項に掲げる事由により保育料の減免

を受けようとするときは、休（退）室届（様式第５号）の提出をもって減免申請書の提出に代えることができる。この場合において、休（退）室届の提出があったときは、減免申請書の提出があったものとみなす。

第１５条を第１９条とし、第１１条から第１４条までを４条ずつ繰り下げ、第１０条の次に次の４条を加える。

（減免の期間）

第１１条　減免の期間は、別表第２及び別表第３の適用月の欄に定めるとおりとする。ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事由が消滅した場合には、その消滅した日の属する月（当該消滅した日が月の初日であるときは、その月の前月）をもって終了する。

（減免の取消し等）

第１２条　減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその減免区分に該当しなくなったとき（別表第２備考１の規定により市町村民税を前年度分から当該年度分に変更したことによる場合を除く。）は、その旨を速やかに教育長に申し出なければならない。

２　教育長は、前項の規定による申出を受けたとき又は減免を受けた者がその減免区分に該当しなくなったことを把握したとき若しくは減免の申請に偽りその他不正の行為があったことを認めたときは、当該減免の期間を短縮し、又はその承認を取り消すことができる。

３　教育長は、前項の規定による処分を行うときは、減免を受けた者に通知するものとする。

（２以上の減免区分に該当する場合の取扱い）

第１３条　別表第３に規定する減免区分のうち２以上のものに該当する場合は、減免額の合計が最も大きいものを適用するものとする。

（減免後の保育料額の端数処理）

第１４条　第８条第２項の規定による減免後の保育料額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第１６条中「休（退）室届（様式第５号）」を「休（退）室届」に改める。

別表を別表第１とし、同表の次に次の２表を加える。

別表第２（第８条関係）

（単位：円）

保育料の減免基準				適用月
児童の属する世帯の階層区分		減免後の保育料月額		
		第１子	第２子以降	
A	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	申請月分から当該年度３月分まで
B	A階層を除き、市町村	0	0	

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">民税非課税世帯</td><td></td><td></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>C</td><td colspan="2">Ａ階層及びＢ階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯</td><td>２，５００</td><td>１，２５０</td></tr>
<tr><td>D</td><td rowspan="3">Ａ階層からＣ階層までを除き、市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の所得割額が右の区分に該当する世帯</td><td>１００，０００円未満</td><td>３，０００</td><td>１，５００</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１００，０００円以上１８０，０００円未満</td><td>４，５００</td><td>２，２５０</td></tr>
<tr><td>F</td><td>１８０，０００円以上２４０，０００円未満</td><td>５，０００</td><td>２，５００</td></tr>
</table>

備考

１　この表において「市町村民税」とは、４月から８月までの月分の保育料については前年度分、９月から３月までの月分の保育料については当該年度分とする。

２　この表において「所得割額」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第４条第２項第

２号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法の例により算出した額をいう。

３　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２３条の規定により市町村民税の減免があり、その旨の申出があった場合は、その額を所得割額から控除して得た額を所得割額とする。

４　この表において「第１子」及び「第２子以降」とは、それぞれ同一世帯から学童保育室に入室している児童のうち最年長の者及びそれ以外の者をいう。

５　第２子以降の減免後の保育料月額は、入室児童１人当たりの保育料月額とする。

別表第３（第８条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>保育料の種類</th><th colspan="2">事由</th><th>減免割合等</th><th>適用月</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="3">条例第6条第1項に定める保育料</td><td rowspan="2">災害等により不慮の損害を受けた場合で、右に該当するとき</td><td>家屋の全焼又は全壊</td><td>１０割</td><td rowspan="2">申請月の翌月分から当該年度３月分まで</td></tr>
<tr><td>家屋の半焼又は半壊</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">年度途中において、勤務先若しくは事業の経営が悪化したこと又は不慮の事故に遭ったことにより、申請月</td><td>当月分保育料（おやつ代を除く。）額か</td><td>申請月の翌月分から３か月分（当該申請月の</td></tr>
</table>

		の月額収入が減少前３か月の平均月額収入の５割以下となった場合	ら、申請月における保護者の収入月額から推計した当該世帯の年間収入金額に基づく市町村民税額に該当する別表第２に掲げる階層区分の保育料額を控除した額	翌月の属する年度内の月分に限る。）
３		災害その他緊急やむを得ない場合として教育長が定める場合に該当し、臨時に休室等をした場合	当月分保育料額に、臨時に休室等をした日数（２５日を超えるときは、２５日）を２５	教育長が定める月分

				で除して得た数を乗じて得た額	
4		児童が登室しないことについてやむを得ないと認める事情により、月の初日から末日までの全日数を休室した場合（当該月の前月の末日までに、第１６条の規定による休室の届出がなされている場合に限る。）		１０割	当該月分
5	条例第６条第１項に定める保育料（おやつ代に限る。）	別表第２のＡ階層又はＢ階層に属する場合		１０割	申請月分から当該年度３月分まで
6		食物アレルギーにより、入室期間の全日数でおやつの提供を受けない場合		１０割	申請月分から当該年度３月分まで
7	条例第６条第	災害等により不慮の損害を受け	家屋の全焼又は全壊	１０割	申請月の翌月分から当

	2項に定める保育料	た場合で、右に該当するとき	家屋の半焼又は半壊	5割	該年度3月分まで
8		別表第2のA階層又はB階層に属する場合		10割	申請月分から当該年度3月分まで

備考

1　区分1及び7に係る申請に当たっては、り災証明書等の添付を要するものとする。

2　区分2に係る申請に当たっては、各月の収入（所得税法（昭和40年法律第33号）において課税所得に該当するものに限る。）が確認できる書類等の添付を要するものとする。

3　区分3に係る申請に当たっては、当該区分に係る減免後の保育料額の支払をもって、減免を承認したものとみなす。

4　区分5及び8の規定による免除は、別表第2に定める保育料の階層区分の決定に基づき適用する。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

様式第３号（第９条関係）

減免申請書

年　　月　　日

島本町教育委員会
教　　育　　長　　様

保護者住所

氏名

電話

島本町立学童保育室設置条例第７条の規定に基づき、学童保育室保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">入室児童</td><td>氏名（ふりがな）</td><td>入室先学童保育室</td><td>学　年</td></tr>
<tr><td>（　　）</td><td>第　　学童保育室</td><td>年生</td></tr>
<tr><td>申請理由</td><td colspan="3">該当する項目に「○」をしてください。

1　保護者の市町村民税均等割額及び所得割額に基づき、島本町立学童保育室設置条例施行規則別表第２に定める減免後の保育料月額とするため
2　災害等により不慮の損害を受けたため
3　勤務先若しくは事業の経営が悪化したこと又は不慮の事故に遭ったことにより、申請月の月額収入が減少前の３か月の平均月額収入の５割以下となったため
4　災害その他緊急でやむを得ない場合として教育長が定める場合に該当し、臨時に休室等となったため
5　食物アレルギーにより、入室期間の全日数でおやつの提供を受けないため
6　その他
〔　　〕</td></tr>
</table>

（注）申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。

様式第４号（第10条関係）

第　　号

承　認
減免　　通知書
不承認

承認・不承認の別		承　認　・　不承認
減免前の保育料	年　　月分　～　　年　　月分	
	児童名	
	金　額	円
減免後の保育料	年　　月分　～　　年　　月分	
	児童名	
	金　額	円
承　認 理由 不承認		
条件		

年　　月　　日付けで提出のあった学童保育室保育料減免申請書については、上記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

島本町教育委員会教育長

様

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に島本町教育委員会教育長に審査請求をすることができます。

この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、島本町を被告として（訴訟において島本町を代表する者は、島本町教育委員会となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第５号（第９条、第16条関係）

	課　長	係　長	係	担当課使用欄
				□システム処理

休（退）室届

年　　月　　日

島本町教育委員会
教　　育　　長　様

保護者　住　　所　島本町

（ふりがな）　（　　）
氏　　名

電話番号　（　　）　　（呼）

次の理由により、学童保育室を（ 休室 ・ 退室 ）したいので、届け出ます。

（ふりがな） 児 童 氏 名	（　　）	男 ・ 女	第　　学童保育室 （　　学年）
生 年 月 日	年　　月　　日生		
休　　室 （休 室 期 間）	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日		
退　　室 （最終登室日）	年　　月　　日		

（ 休室 ・ 退室 ）理由　※　転出に伴う退室の場合、転出先の住所・電話番号を併せてご記入ください。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の島本町立学童保育室設置条例施行規則の規定は、令和６年４月以後の月分の保育料について適用し、同年３月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

第３４号議案資料

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について

１　提案理由

学童保育室保育料等を変更するため、所要の改正を行うもの

２　議案の概要

学童保育室保育料（おやつ代含む）を月額定額８，５００円としたことに伴い、世帯の市町村民税課税状況等による減免等を規定するもの

３　新旧対照表

４　施行期日

令和６年４月１日

第３４号議案　参考資料

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
○島本町立学童保育室設置条例施行規則	○島本町立学童保育室設置条例施行規則
第１条　略	第１条　略
（定員）	（定員）
第２条　条例第２条第２項に規定する学童保育室の定員は、別表第１のとおりとする。ただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第２条　条例第２条第２項に規定する学童保育室の定員は、別表　　のとおりとする。ただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。
（保育料の納入）	（保育料の納入）
第７条　保護者は、条例第６条第１項に定める毎月の保育料を翌月１０日までに納入しなければならない。	第７条　保護者は、条例別表第１　　に定める毎月の保育料を翌月１０日までに納入しなければならない。
２　略	２　略
３　延長保育を利用した保護者は、条例第６条第２項に定める保育料を利用月分一括して利用月の翌々月の１０日までに納入しなければならない。	３　延長保育を利用した保護者は、条例別表第２　　に定める保育料を利用月分一括して利用月の翌々月の１０日までに納入しなければならない。
（保育料の減免）	（保育料の減免）
第８条　条例第７条の規定により保育料（おやつ代を除く。以下この項及び別表第２において同じ。）を減免する場合は、児童の属する世帯の市町村民税額が一定額に満たない場合及び同一世帯から複数の児童が学童保育室に入室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、同表のとおりとする。	第８条
２　前項の場合に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者で、保育料を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免することができる。	次の各号のいずれかに該当する者で、保育料を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免することができる。
⑴　災害等により不慮の損害を受けた者	⑴　災害等により不慮の損害を受けた者
⑵　その他特に減免することが必要であると認める者	⑵　その他特に減免することが必要であると認める者
３　前項の場合における保育料の減免額の基準は、別表第３のとおりとする。	
（保育料の減免申請）	（保育料の減免申請）
第９条　保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書（様式第	第９条　保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書（様式第

改正案	現行
３号）を提出しなければならない。ただし、別表第３の４の項に掲げる事由により保育料の減免を受けようとするときは、休（退）室届（様式第５号）の提出をもって減免申請書の提出に代えることができる。この場合において、休（退）室届の提出があったときは、減免申請書の提出があったものとみなす。 （減免の決定） 第１０条　略 （減免の期間） 第１１条　減免の期間は、別表第２及び別表第３の適用月の欄に定めるとおりとする。ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事由が消滅した場合には、その消滅した日の属する月（当該消滅した日が月の初日であるときは、その月の前月）をもって終了する。 （減免の取消し等） 第１２条　減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその減免区分に該当しなくなったとき（別表第２備考１の規定により市町村民税を前年度分から当該年度分に変更したことによる場合を除く。）は、その旨を速やかに教育長に申し出なければならない。 ２　教育長は、前項の規定による申出を受けたとき又は減免を受けた者がその減免区分に該当しなくなったことを把握したとき若しくは減免の申請に偽りその他不正の行為があったことを認めたときは、当該減免の期間を短縮し、又はその承認を取り消すことができる。 ３　教育長は、前項の規定による処分を行うときは、減免を受けた者に通知するものとする。 （２以上の減免区分に該当する場合の取扱い） 第１３条　別表第３に規定する減免区分のうち２以上のものに該当する場合は、減免額の合計が最も大きいものを適用するものとする。 （減免後の保育料額の端数処理） 第１４条　第８条第２項の規定による減免後の保育料額に１０円未満の端	３号）を提出しなければならない。 （減免の決定） 第１０条　略

改正案	現行
数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
第１５条　略	第１１条　略
第１６条　略	第１２条　略
第１７条　略	第１３条　略
第１８条　略	第１４条　略
第１９条　略	第１５条　略
別表第１（第２条関係） 略	別表　　（第２条関係） 略

別表第２（第８条関係）

（単位：円）

保育料の減免基準				適用月
児童の属する世帯の階層区分		減免後の保育料月額		
		第１子	第２子以降	
A	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	申請月分から当該年度３月分まで
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0	
C	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯	２，５００	１，２５０	
D	A階層からC階層までを除き、市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の所得割額が右の区 100,000円未満	３，０００	１，５００	
E	100,000円以上180,000円未満	４，５００	２，２５０	
F	180,000円以上240,000円未満	５，０００	２，５００	

改正案	現行

	分に該当する世帯				

備考

１　この表において「市町村民税」とは、４月から８月までの月分の保育料については前年度分、９月から３月までの月分の保育料については当該年度分とする。

２　この表において「所得割額」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法の例により算出した額をいう。

３　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２３条の規定により市町村民税の減免があり、その旨の申出があった場合は、その額を所得割額から控除して得た額を所得割額とする。

４　この表において「第１子」及び「第２子以降」とは、それぞれ同一世帯から学童保育室に入室している児童のうち最年長の者及びそれ以外の者をいう。

５　第２子以降の減免後の保育料月額は、入室児童１人当たりの保育料月額とする。

別表第３（第８条関係）

区分	保育料の種類	事由		減免割合等	適用月
１	条例第６条第１項に定める保育料	災害等により不慮の損害を受けた場合で、右に該当するとき	家屋の全焼又は全壊	１０割	申請月の翌月分から当該年度３月分まで
			家屋の半焼又は半壊	５割	
２		年度途中において、勤務先若しくは事業の経営が悪化したこと又は不慮の事故に遭ったことにより、申請月の月額収入が減少前３か月の平均月額収入		当月分保育料（おやつ代を除く。）額から、申請月における保護者の収入月	申請月の翌月分から３か月分（当該申請月の翌月の属す

改正案					現行
		の５割以下となった場合	額から推計した当該世帯の年間収入金額に基づく市町村民税額に該当する別表第２に掲げる階層区分の保育料額を控除した額	る年度内の月分に限る。）	
	３	災害その他緊急やむを得ない場合として教育長が定める場合に該当し、臨時に休室等をした場合	当月分保育料額に、臨時に休室等をした日数（２５日を超えるときは、２５日）を２５で除して得た数を乗じて得た額	教育長が定める月分	
	４	児童が登室しないことについてやむを得ないと認める事情により、月の初日から末日までの全日数を休室した場合（当該月の前月の末日までに、第１６条の規定による休室の届出がなされている場合に限る。）	１０割	当該月分	
	５	条例第６条第１項に定める保育料（おやつ代に限る。） 別表第２のＡ階層又はＢ階層に属する場合	１０割	申請月分から当該年度３月分まで	
	６	食物アレルギーにより、入室期間の全日数でおやつの提供を受けない場合	１０割	申請月分から当該年度３月分まで	

改正案					現行
7	条例第６条第２項に定める保育料	災害等により不慮の損害を受けた場合で、右に該当するとき	家屋の全焼又は全壊	１０割	申請月の翌月分から当該年度３月分まで
			家屋の半焼又は半壊	５割	
8		別表第２のＡ階層又はＢ階層に属する場合		１０割	申請月分から当該年度３月分まで

備考

１　区分１及び７に係る申請に当たっては、り災証明書等の添付を要するものとする。

２　区分２に係る申請に当たっては、各月の収入（所得税法（昭和４０年法律第３３号）において課税所得に該当するものに限る。）が確認できる書類等の添付を要するものとする。

３　区分３に係る申請に当たっては、当該区分に係る減免後の保育料額の支払をもって、減免を承認したものとみなす。

４　区分５及び８の規定による免除は、別表第２に定める保育料の階層区分の決定に基づき適用する。

改正案

様式第３号

様式第３号（第９条関係）

減免申請書

年　　月　　日

島本町教育委員会
教　育　長　様

保護者住所

氏名

電話

島本町立学童保育室設置条例第７条の規定に基づき、学童保育室保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

入室児童	氏名（ふりがな）	入室先学童保育室	学　年
	（　　）	第　　学童保育室	年生
申請理由	該当する項目に「○」をしてください。 1　保護者の市町村民税均等割額及び所得割額に基づき、島本町立学童保育室設置条例施行規則別表第２に定める減免後の保育料月額とするため 2　災害等により不慮の損害を受けたため 3　勤務先若しくは事業の経営が悪化したこと又は不慮の事故に遭ったことにより、申請月の月額収入が減少前の３か月の平均月額収入の５割以下となったため 4　災害その他緊急でやむを得ない場合として教育長が定める場合に該当し、臨時に休室等となったため 5　食物アレルギーにより、入室期間の全日数でおやつの提供を受けないため 6　その他 〔　　〕		

（注）申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。

現行

様式第３号

様式第３号（第９条関係）

減免申請書

年　　月　　日

島本町教育委員会
教　育　長　様

保護者住所

氏名　　印

電話

島本町立学童保育室設置条例第７条の規定に基づき、学童保育室保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

入室児童	氏名（ふりがな）	学　年 学童保育室名	通知書番号	階層区分	保育料
	（　　）	年生 第　　学童保育室			
	（　　）	年生 第　　学童保育室			
	（　　）	年生 第　　学童保育室			
申請理由	・天災等不慮の災害に遭ったため ・母子家庭もしくは父子家庭の者であって前年度中の世帯合計所得が生活保護法第８条第２項に定める当該年度基準額の１．３倍以下であるため ・その他 〔　　〕				

（注）申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。

改正案

様式第４号

様式第４号（第10条関係）

第　　号

承　認
減免　　通知書
不承認

承認・不承認の別	承　認　・　不承認
減免前の保育料	年　月分　～　　年　月分
児童名	
金　額	円
減免後の保育料	年　月分　～　　年　月分
児童名	
金　額	円
承　認 理由 不承認	
条件	

年　月　日付けで提出のあった学童保育室保育料減免申請書については、上記のとおり決定したので通知します。

年　月　日

島本町教育委員会教育長

様

【教示】
この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に島本町教育委員会教育長に審査請求をすることができます。
この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、島本町を被告として（訴訟において島本町を代表する者は、島本町教育委員会となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。

現行

様式第４号

様式第４号（第10条関係）

第　　号

承　認
減免　　通知書
不承認

承認・不承認の別	承　認　・　不承認		
減免前の保育料	年　月分　～　　年　月分		
児童名			
金　額	円		
減免後の保育料	年　月分　～　　年　月分		
児童名			
金　額	円		
承　認 理由 不承認			
条件			

年　月　日付けで提出のあった学童保育室保育料減免申請書については、上記のとおり決定したので通知します。

年　月　日

島本町教育委員会教育長

様

改正案

様式第５号

様式第５号（第９条、第16条関係）

	課　長	係　長	係	担当課使用欄
				□システム処理

休（退）室届

年　　月　　日

島本町教育委員会
教　　育　　長　様

保護者　住　　所　島本町

（ふりがな）　（　　）
氏　　名

電話番号　（　　）　　（呼）

次の理由により、学童保育室を（ 休室 ・ 退室 ）したいので、届け出ます。

（ふりがな） 児童氏名	（　　）	男・女	第　　学童保育室 （　　学年）
生年月日	年　　月　　日生		
休　室 （休室期間）	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日		
退　室 （最終登室日）	年　　月　　日		

（ 休室 ・ 退室 ）理由　※　転出に伴う退室の場合、転出先の住所・電話番号を併せてご記入ください。

現行

様式第５号

様式第５号（第12条関係）

	課　長	係　長	係	担当課使用欄
				□システム処理

休（退）室届

年　　月　　日

島本町教育委員会
教　　育　　長　様

保護者　住　　所　島本町

（ふりがな）　（　　）
氏　　名

電話番号　（　　）　　（呼）

次の理由により、学童保育室を（ 休室 ・ 退室 ）したいので、届出ます。

（ふりがな） 児童氏名	（　　）	男・女	第　　学童保育室 （　　学年）
生年月日	年　　月　　日生		
休　室 （休室期間）	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日		
退　室 （最終登室日）	年　　月　　日		

（ 休室 ・ 退室 ）理由　※　転出に伴う退室の場合、転出先の住所・電話番号を併せてご記入ください。

第３５号議案

令和５年度教育費補正予算（案）について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　５　年１１月２２日提出

島本町教育委員会

教育長　　中　村　り　か

令和５年度　教育費補正予算総括表

第３５号議案資料

歳出

【単位：千円】

款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳				
						特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
教育費	教育総務費	教育センター費	291	76	367					76
	小学校費	学校管理費	82,371	1,843	84,214					1,843
		教育振興費	6,419	12,200	18,619					12,200
	中学校費	学校管理費	37,073	100	37,173					100
合計			126,154	14,219	140,373	0	0	0	0	14,219

※補正要求額には、職員の人件費（給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費）は含まない。
※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

歳出内訳説明書

【単位：千円】

目	要求額	事業名	節（細節）	要求内訳	説明
教育センター費	76	教育相談事業	旅費 費用弁償	76	（会計年度任用職員の任用状況による増額）
学校管理費（小学校費）	397	学校管理事業	旅費 費用弁償	397	（会計年度任用職員の任用状況による増額）
	350		需用費 燃料費	350	二小ＬＰガス （ガス使用量の増加による増額）
	1,096		備品購入費 庁用器具費	1,096	学校管理備品 （クラス数増加による増額）
教育振興費（小学校費）	12,200	教育振興事業	需用費 消耗品費	12,200	教科書・指導書 （小学校使用教科書の採択替えによる増額）
学校管理費（中学校費）	100	学校管理事業	需用費 燃料費	100	中学校ＬＰガス （ガス使用量の増加による増額）
計	14,219			14,219	

債務負担行為

［設定］

【単位：千円】

事項	期間 （自） （至）	限度額	限度額における財源内訳					設定理由
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
町立小中学校・保育所給食用食材購入（うち小中学校部分）	令和5年度 令和6年度	180,634	0	0	0	180,634	0	令和６年度当初から業務を開始できるよう、令和５年度中に契約を締結する必要があるため。
町立小中学校消防設備改修	令和5年度 令和6年度	25,378	0	0	0	0	25,378	速やかに工事に着手する必要があることから、令和５年度中に契約を締結する必要があるため。
町立第二小学校北館校舎長寿命化改修設計業務委託	令和5年度 令和6年度	15,870	0	0	0	0	15,870	速やかに工事に着手する必要があることから、令和５年度中に契約を締結する必要があるため。
電子複写機賃貸借（小・中学校、幼稚園、教育センター）	令和5年度 令和10年度	14,937	0	0	0	0	14,937	令和６年度当初から使用を開始できるよう、令和５年度中に契約を締結する必要があるため。